

第 92 回雇用保険部会（10 月 8 日）で出された
主な意見について（学び直しの支援措置関係）（未定稿）

- 支援措置案は非正規やフリーターを対象としているように見えるが、経済的に余裕がないため就職できない人が「中長期的なキャリア形成」に入っていけるのか。雇用保険で何を担うのか、よく議論すべき。
- 支援策の対象として挙げられているフリーター層と、今回の支援措置案の対象訓練のイメージは、うまくマッチしていないのではないか。
- 雇用保険の原理からすると、対象を限定すべき。一方で、支援すべき人が対象から漏れるのは問題だから、どの制度でどの方が拾えるのか、全体像を整理すべき。
- 学び直し支援のためにどの程度の財源をどこから持ってくるのか、まず十分議論すべき。国庫負担の有無も含め「財源の在り方」を論点に加えるべき。
- 学び直し支援措置は高額となるので、支援の対象となる被保険者資格の在り方はよく議論すべき。
- 離職者も対象とし、被保険者・被保険者であった者を対象とすることは妥当であるが、大学院で学びたい若者が、学費の支援を受けることを目的に少しだけ働いて大学院入る、といった濫給は避けるべき。
社会人の学び直しを支援するという目的を踏まえれば、初回であっても3年以上の被保険者期間があることを支給要件とすべき。また、中長期的なキャリア形成を目的とするのであれば、原則支援措置を受けられるのは1回のみとすべき。
- 資格取得だけでなく、離職中の人再就職できたか否か等、労働市場との関わりについても政策効果として考えるか論点に加えるべき。
- 離職者が安心して学ぶことが出来るよう、基本手当の終了後から受講が終了するまでの期間、基本手当相当額の給付を行うべき。
- 訓練を受ける機会の少ない非正規雇用労働者のため、現行の公共職業訓練や求職者支援訓練のような実践的な訓練についても、支援の対象に加えるべき。職業能力開発分科会の中でも議論を深めるべき。